

自転車運転者講習制度

(平成27年6月1日施行)

自転車乗用中に信号無視等の危険行為（15の危険行為）を行い、
交通違反による取締り または **交通事故** で
3年以内に2回以上くり返した場合

※刑事罰の対象となる満14歳以上
※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講

受講場所 : 警察本部等
受講時間 : 3時間
受講手数料 : 6,000円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

【例えば、このような場合が対象となります。】



3年以内に...



危険行為（15の危険行為）

信号無視【法第7条】

通行禁止違反【法第8条第1項】

歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）【法第9条】

通行区分違反【法第17条第1項、第4項又は第6項】

路側帯における通行方法違反【法第17条の2第2項】

遮断踏切立入り【法第33条第2項】

交差点安全進行義務違反等【法第36条】

交差点優先車妨害【法第37条】

環状交差点安全進行義務違反等【法第37条の2】

指定場所一時不停止等【法第43条】

歩道通行時の通行方法違反【法第63条の4第2項】

制動装置（ブレーキ）不良自転車運転【法第63条の9第1項】

酒酔い運転【法第65条第1項】

安全運転義務違反【法第70条】

妨害運転（交通の危険のおそれ）【法第117条の2の2第11号】

妨害運転（著しい交通の危険）【法第117条の2第6号】

法...道路交通法

危険行為等は、受講命令の対象となる法令違反です。

これ以外にも法令違反があった場合には、交通違反として指導取締り等を受けることがあります。



1人1人がルールを守り、
悲惨な交通事故を無くしま
しょう！

埼玉県警察